

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から59年12月まで

平成5年7月ごろ、A社会保険事務所から、免除されてから10年経過するので、今納めないと無効になる旨の通知と納付書が届いた。当時、退職金が約90万円、失業給付金が月15万円あったので、一括でA社会保険事務所の窓口で納めた。帰宅後、夫と実家の母に話をしたところ、免除申請は母がやってくれたものと知った。そのとき納めたうち、申立期間だけが免除のままとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所からの通知を契機として、免除期間の国民年金保険料を追納したと主張しているところ、申立人が追納したとする保険料の金額は、追納したとする期間の保険料額とおおむね一致している上、納付の際の状況に関する供述も具体的であり、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、当時受給していた失業給付金を追納保険料に充てたとしているところ、申立人が所持している預金通帳には、追納したとする時期に、当該給付金の入金記録及び追納したとする期間の保険料におおむね見合う額の出金記録があることが確認できる。

さらに、申立人が追納の話をしたとする申立人の母に聴取したところ、申立人から免除期間の分を全部納めたと聞いたと証言しており、話のあった時期及び当時のやりとりの内容についても詳細に供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月及び63年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から63年4月まで  
② 昭和63年8月から同年12月まで

私の国民年金加入については、妻が手続をし、そのときから年金手帳がある。私の妻が加入手続をしたときから、妻が私の保険料と一緒にA支所で納付しているので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の妻が国民年金への加入手続を行い、申立人が自身の年金手帳を最初に見たのは昭和63年ごろだとしているところ、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和63年9月22日に払い出されており、申立人の主張と符合する。

また、申立人は、昭和63年ごろから申立人の妻が、申立人夫婦二人分の保険料と一緒にB町A支所で納付したとしているところ、B町保管の被保険者名簿によると、申立人が平成元年3月から国民年金に任意加入した後に、3年11月に資格を取り消されるまでの期間について、申立人の元年4月から2年3月までの申請免除期間及び2年4月から同年9月までの保険料納付済期間が、申立人の妻と同じであることから、夫婦の保険料と一緒に納付していたとする主張は基本的に信用できる。

さらに、B町保管の被保険者名簿によれば、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和63年4月及び63年8月から同年12月までの期間の保険料について現年度納付していることが確認できる。

このことから、申立人は、申立期間①のうちの昭和63年4月及び申立期

間②の期間については、国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 61 年 11 月から 63 年 3 月までの期間については、年金手帳記号番号の払出しのあった時点で過年度保険料として納付する期間となるが、申立人は、年金手帳の交付を受けてから過年度保険料をさかのぼって納めたことは無いとしている。

また、申立人の妻も、同時期の保険料は未納となっており、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、申立期間①のうち、昭和 61 年 11 月から 63 年 3 月までの期間については、申立人が保険料を納付していたとは認め難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月及び 63 年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 6 月 15 日まで  
平成 19 年 10 月に夫が死亡し、これから一人で生活していかななくてはならず、もらえる年金について社会保険事務所に出向き確認したところ、申立期間については、昭和 39 年 12 月に脱退手当金が支給されていると言われた。  
退職時に退職金はもらったが、脱退手当金を受け取った記憶も手続をした記憶も無いので、年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 39 年 8 月 22 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者原票にはその表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月16日から33年11月21日まで  
② 昭和35年6月27日から36年11月25日まで

平成19年に年金記録を確認するために社会保険事務所に出向いたところ、申立期間については、昭和37年9月に脱退手当金が支給されているとのことであったが、そのころは長女の早産で入退院を繰り返していた時期であり、そのような時期に脱退手当金を社会保険事務所に出向き請求した記憶も無いし、受給した記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部は申立期間と同一事業所であり、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年3月まで  
私の申立期間の保険料は、納税組合が集金していた。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、地域の納税組合の集金で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人自身は直接納付等に関与しておらず、国民年金加入手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の義父は既に他界していることから、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A村において昭和39年8月に払い出されており、その時点で申立期間は過年度保険料であることから納税組合では納付できなかった期間である。

さらに、申立人は20歳前から住所の移動はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 57 年 3 月まで

私は、年金特別救済措置の第 3 回目で 3 年と数か月分を一括で納めたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第 3 回年金特別救済措置により 3 年と数か月分を一括で納付したとしており、申立人が述べている実施期間等から、年金特別救済措置とは、第 3 回特例納付を指すものと思われるが、申立人は、国民年金保険料を納付した具体的な時期及び納付金額を記憶していない。

また、第 3 回特例納付では、昭和 36 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料が納付の対象とされており、申立期間の保険料は対象となっていない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 6 月に払い出されているが、払出時点で、第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）を経過しており、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人は、A 市に住所を変更後、他市町村に住所を移動したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月ごろまでの期間については実家におり、親が国民年金保険料を納付していたと思う。37 年 4 月ごろから 38 年 3 月までの期間については A 区において住み込みで働いており、雇い主の妻が私の保険料を納付した旨のことを言っていた覚えがある。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月ごろまでの期間については親が国民年金保険料を納付し、申立期間のうち 37 年 4 月ごろから 38 年 3 月までの期間については、雇い主の妻が申立人の保険料を納付した旨のことを言っていた覚えがあるとしているが、いずれも申立人自身が直接関与しておらず、申立人の両親は既に他界し、雇い主の連絡先も不明としており、具体的な納付状況が不明である。

また、B 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 36 年 1 月 5 日に被保険者資格を取得したこと及び 41 年 5 月 25 日に転出したことを確認することができることから、申立期間当時、申立人の住民票は、実家のある C 市（現在は、B 市）にあり、A 区において国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、実家に居住している際の同居家族は両親、兄夫婦及び妹であったとしており、そのうち申立期間において国民年金に加入していたことが確認できるのは申立人の兄夫婦であるが、B 市保管の国民年金被保険者名簿によると、兄夫婦の申立期間に係る納付記録も未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った覚えが無いので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 23 日後の昭和 23 年 4 月 23 日に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から33年6月21日まで

平成8年に年金記録を確認するために社会保険事務所に出向いたところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

脱退手当金が支給されたと記録されている時期は、子育てと家事に忙しく、どこかに出掛けられる状況ではなかった。

脱退手当金を受け取った記憶も手続した記憶も無いので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和33年6月21日から37年末までに資格喪失した者6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名全員について約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、申立人の同僚は「当時、事業所が女性従業員全員を集めて脱退手当金の説明をし、脱退手当金の請求手続及び受領を代行してくれた」と証言していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 24 日から 43 年 3 月 ごろまで

社会保険事務所からは、A社は申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではないと回答があったが、勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認されるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は、昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないほか、事業主は「当社は昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人はその前に退職した」と証言している。

さらに、申立人の当時の同僚は「私がA社で厚生年金保険被保険者となったのは昭和 45 年 3 月 1 日であり、それ以前に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは無い」と証言している。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 8 日から同年 3 月 29 日まで  
(船舶所有者 A)  
② 昭和 34 年 12 月 26 日から 35 年 1 月 1 日まで  
(船舶所有者 B)  
③ 昭和 35 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで  
(船舶所有者 C)  
④ 昭和 36 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日まで  
(船舶所有者 D)  
⑤ 昭和 36 年 6 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
(船舶所有者 D)  
⑥ 昭和 36 年 11 月 23 日から同年 12 月 1 日まで  
(船舶所有者 E)  
⑦ 昭和 37 年 2 月 25 日から同年 4 月 25 日まで  
(船舶所有者 E)  
⑧ 昭和 37 年 8 月 28 日から同年 9 月 1 日まで  
(船舶所有者 D)  
⑨ 昭和 37 年 10 月 30 日から同年 11 月 20 日まで  
(F 組合)  
⑩ 昭和 38 年 2 月 28 日から同年 4 月 22 日まで  
(F 組合)  
⑪ 昭和 39 年 11 月 25 日から同年 12 月 1 日まで  
(F 組合)  
⑫ 昭和 40 年 2 月 10 日から同年 3 月 1 日まで  
(船舶所有者 D)

私は、申立期間①から申立期間⑫について、船員手帳の雇入年月日から雇止年月日まで勤務していたが、船員保険の加入記録が無いとされた。申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑫の船舶所有者については、既に亡くなっており、申立内容を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②、③、⑨、⑩及び⑪の船舶所有者については、所在が不明であり、申立内容を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

加えて、船舶所有者Aに係る申立期間①には、同船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、昭和32年3月12日に適用事業所ではなくなっており、同日から34年5月1日に同船舶所有者が船員保険の適用事業所となるまでは、適用事業所としての記録が無い。

なお、他の船舶所有者に係る申立人の申立期間については、船員保険の資格の得喪年月日及び船員手帳の雇入れ、雇止め年月日が相違する申立期間について、申立人の記録が無い上、船員保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 1 月 11 日から平成 2 年 10 月 31 日まで A 社に勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、同社における資格喪失日が平成 2 年 10 月 29 日となっている旨の回答を得た。

当該事業所における資格喪失日を平成 2 年 11 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を確認したところ、申立人の資格喪失日は「平成 2 年 10 月 29 日」と記録されており、当該記録は社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 11 月 16 日まで

私は、申立期間①にA事業所に、申立期間②にB事業所に、それぞれ臨時職員として勤務していた。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

A事業所（現在は、C事業所）に係る申立期間①については、C事業所本部が保管している人事関係書類により、申立人が、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 43 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、昭和 43 年 3 月 1 日に全喪しており、申立期間のうち、43 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が一緒に働いたとしている臨時職員 5 人については、いずれもA事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B事業所に係る申立期間②については、同事業所が保管している履歴書及び初任給計算票により、申立人が、申立期間に同事業所に勤務していたことは確認で

きるものの、申立てどおりの届出・保険料納付が行われたことをうかがうことは困難である。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、申立期間において雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人と同じ部署で一緒に働いていた同僚は、自らの採用年月日を昭和44年4月1日と証言しているところ、同氏は46年5月1日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していることから、採用後2年程度経過後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人の資格取得日は昭和44年11月17日とされている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格取得日は44年11月17日とされているほか、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。